特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の５の３第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の５の３」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

⑴　「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。

⑵　「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

⑶　「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第３項第１号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第３項第２号に掲げる所得に係る部分の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の３）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の４）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑷　「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第 10 条の３第３項及び措法第 10 条の５の２第３項の規定の適用を受ける場合は、当該額から**『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』**の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに**『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』**の「⑫」欄の金額を控除した後の額を記載します。

⑸　「⑬」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑮」欄のＢの金額を記載します。

⑹　「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第 10 条の３第３項及び第４項並びに措法第 10 条の５の２第３項及び第４項の規定の適用を受ける場合は、当該額から**『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』**の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに**『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』**の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。

⑺　「⑱」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑭」欄のＢの金額を記載します。

⑻　「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の６の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の４などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「調整前事業所得税額超過構成額Ｂ」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。

⑼　「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第 10 条の５の３